

〔3 大疾病保障特約付住宅ローン（カスタマーズプラン）〕

項 目	内 容									
1.商品名	3 大疾病保障特約付住宅ローン（カスタマーズプラン）									
2.資金使途	ご自宅の購入にかかわる下記の資金 ①住宅の新築・増改築資金 ②新築住宅（土地付および分譲マンションを含む）の購入資金 ③店舗・事務所等併用住宅の新築・購入資金（住居部分が 50%以上） ④住宅用地の購入資金 ⑤中古住宅購入資金 ⑥借替資金 ⑦上記①～⑥に係る付帯費用									
3.借入資格 (1)年齢 (2)年収 (3)生命保険	次の条件を満たし、静銀信用保証㈱の保証を受けられる方 融資申込時ならびに融資実行時の年齢が満 18 歳以上 50 歳以下かつ最終返済時の年齢が 76 歳未満の方 安定継続した本人年収が 100 万円以上ある方 3 大疾病保障特約付団体信用生命保険に加入が認められる方									
4.融資期間	35 年以内（1 ヶ月単位）									
5.融資金額	原則、1 億円以内（10 万円単位）									
6.融資金利	通常の住宅ローン金利に、年 0.3%を上乗せさせていただきます。									
7.金利種類	<table><tr><th colspan="2">変動金利型</th><th colspan="2">固定・変動ミックス型</th></tr><tr><td>(1)融資利率および返済額 変動の基準と頻度 (2)繰上返済等の手数料</td><td>しずぎん住宅ローン (変動金利型)を参照して下さい。</td><td>(1)固定金利・変動金利の選択 (2)変動金利選択の場合の融資利率および返済額変動の基準と頻度 (3)固定金利再選択手数料 (4)繰上返済等の手数料</td><td>しずぎん住宅ローン (固定・変動ミックス型)を参照して下さい。</td></tr></table>		変動金利型		固定・変動ミックス型		(1)融資利率および返済額 変動の基準と頻度 (2)繰上返済等の手数料	しずぎん住宅ローン (変動金利型)を参照して下さい。	(1)固定金利・変動金利の選択 (2)変動金利選択の場合の融資利率および返済額変動の基準と頻度 (3)固定金利再選択手数料 (4)繰上返済等の手数料	しずぎん住宅ローン (固定・変動ミックス型)を参照して下さい。
変動金利型		固定・変動ミックス型								
(1)融資利率および返済額 変動の基準と頻度 (2)繰上返済等の手数料	しずぎん住宅ローン (変動金利型)を参照して下さい。	(1)固定金利・変動金利の選択 (2)変動金利選択の場合の融資利率および返済額変動の基準と頻度 (3)固定金利再選択手数料 (4)繰上返済等の手数料	しずぎん住宅ローン (固定・変動ミックス型)を参照して下さい。							
8.返済方法	元利均等毎月返済〔毎月決まった金額（元金＋利息）を、ご指定の預金口座から引き落とさせていただきます。〕 ※6 ヶ月ごとのボーナスによる増額返済もあります。この場合、ボーナス返済分の元金は融資金の 40%以内とします。									
9.担保	静銀信用保証㈱が、融資対象の土地・建物に原則として第一順位の抵当権を設定させていただきます。									
10.保証	静銀信用保証(株)の保証をご利用いただきます。									
11.保証料等	静銀信用保証㈱の場合 ② 証料 〔例〕 融資金額 1,000 万円あたり 15 年：119,820 円 / 30 年：191,370 円 ②事務取扱手数料： 55,000 円〔内訳 当行：22,000 円 静銀信用保証(株)：33,000 円〕 （消費税等込み） ※②は融資金額が 3 百万円未満または融資期間が 1 年未満の場合は不要です。 (次頁へ続く)									

12. 3 大疾病保障特約付団体信用生命保険の概要		保険名称		3 大疾病保障特約付団体信用生命保険					
		この保険の特徴		この保険は、社団法人全国地方銀行協会を保険契約者、その会員銀行(以下、銀行といいます)を保険金受取人とし、銀行から融資を受けている賦払債務者を被保険者とする生命保険契約で、被保険者の方が保険期間中に以下のお支払事由に該当された場合に、生命保険会社が所定の保険金を保険金受取人である銀行に支払い、その保険金を被保険者の債務に充当するしくみの団体保険です。					
		お支払事由	死亡保険金	保険期間中に死亡されたとき					
			高度障害保険金	保障（責任）開始日以後の傷害または疾病により、保険期間中に所定の高度障害状態になられたとき					
			3 大疾病保険金	悪性新生物	保険期間中に所定の悪性新生物に罹患したと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されたとき。 ただし、次の場合を除きます。 ・ 保障（責任）開始日前に所定の悪性新生物に罹患したと診断確定されていたとき ・ 保障（責任）開始日からその日を含めて 90 日以内に所定の悪性新生物と診断確定されたとき ・ 保障（責任）開始日から 90 日以内に診断確定された所定の悪性新生物の再発・転移等と認められるとき ※悪性新生物には、上皮内がんや悪性黒色腫以外の皮膚がんは含まれません。				
				急性心筋梗塞	保障（責任）開始日以後の疾病を原因として、保険期間中に所定の急性心筋梗塞を発病し、その急性心筋梗塞により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて 60 日以上、労働の制限を必要とする状態(軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態)が継続したと医師によって診断されたとき				
				脳卒中	保障（責任）開始日以後の疾病を原因として、保険期間中に所定の脳卒中を発病し、その脳卒中により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて 60 日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき				
		保険金額		債務残高に応じて定まり、債務の返済に応じて変動（通減）します。 被保険者一人あたりの限度額は、他の銀行からの借入金を含め、地銀協 3 大疾病団信制度と地銀協住宅ローン団信制度を通算し、1 億円となります。					
		保険金が支払われない場合		次のような事由に該当する場合は、保険金をお支払いできません。 <table><tr><td>名称</td><td>解除・免責等により保険金をお支払いできない場合</td></tr><tr><td>死亡保険金・高度障害保険金</td><td>(1) 故意または重大な過失によって「申込書兼告知書」にて事実を告げなかったか、または、事実でないことを告げ、契約が解除されたとき (2) 保険契約について、被保険者に詐欺の行為があったとき (3) 保障（責任）開始日から 1 年以内に自殺されたとき (4) 戦争その他の変乱により死亡または高度障害状態になられたとき (5) 被保険者の故意により高度障害状態になられたとき (次頁へ続く)</td></tr></table>		名称	解除・免責等により保険金をお支払いできない場合	死亡保険金・高度障害保険金	(1) 故意または重大な過失によって「申込書兼告知書」にて事実を告げなかったか、または、事実でないことを告げ、契約が解除されたとき (2) 保険契約について、被保険者に詐欺の行為があったとき (3) 保障（責任）開始日から 1 年以内に自殺されたとき (4) 戦争その他の変乱により死亡または高度障害状態になられたとき (5) 被保険者の故意により高度障害状態になられたとき (次頁へ続く)
名称	解除・免責等により保険金をお支払いできない場合								
死亡保険金・高度障害保険金	(1) 故意または重大な過失によって「申込書兼告知書」にて事実を告げなかったか、または、事実でないことを告げ、契約が解除されたとき (2) 保険契約について、被保険者に詐欺の行為があったとき (3) 保障（責任）開始日から 1 年以内に自殺されたとき (4) 戦争その他の変乱により死亡または高度障害状態になられたとき (5) 被保険者の故意により高度障害状態になられたとき (次頁へ続く)								

		3 大疾病 保険金 (1) 故意または重大な過失によって「申込書兼告知書」にて事実を告げなかったか、または、事実でないことを告げ、契約が解除されたとき (2) 保険契約について、被保険者に詐欺の行為があったとき (3) 保障（責任）開始日前に所定の悪性新生物に罹患したと診断確定されたとき (4) 保障（責任）開始日からその日を含めて 90 日以内に所定の悪性新生物と診断確定されたとき (5) 保障（責任）開始日から 90 日以内に診断確定された所定の悪性新生物の再発転移等と認められるとき
	保障開始日	融資実行日または生命保険会社にご加入を承諾した日のいずれか遅い方の日となります。
	保障終了日	次のような場合には、この保険契約から脱退となり、保障は終了します。 ・融資を受けた銀行の賦払債務者でなくなったとき ・融資について期限の利益を失ったとき ・保険金が支払われたとき ・被保険者の年齢が満 76 歳に達したとき
	告知に関する事項	・この保険への加入申込みの際に、「申込書兼告知書」でおたずねする過去の傷病歴、現在の健康状態、身体の障害状態などについて、ありのままをお知らせいただくことを「告知」といい、加入申込者ご本人には告知をしていただく義務があります。 ・この書面による告知は、生命保険会社が公平にご加入をお引き受けするかどうかを決める重要な事項ですので、過去の傷病歴、告知日（記入日）現在の健康状態、身体の障害状態などについて、この「申込書兼告知書」でおたずねすることに、必ず加入申込者ご本人が事実をありのままに正確にもれなく告知（記入）ください。 ・なお、告知いただいた健康状態によっては、ご加入をお断りする場合もございますのでご了承願います。
	<ご注意>この「3 大疾病保障特約付団体信用生命保険の概要」は、3 大疾病保障特約付住宅ローンに付帯される保険の概要を説明したものです。この保険の詳細については、『申込書兼告知書』に添付の『3 大疾病保障特約付団体信用生命保険重要事項に関するご説明』、および『申込書兼告知書』裏面の「3 大疾病保障特約付団体信用生命保険のご説明」を必ずご確認ください。	
13.女性に対する付帯サービス	①ご融資を受けられる方が女性である場合、当行提携機関が提供する家事代行、育児・介護サービスなどを優待価格でご利用いただけます。 ②サービスをご利用いただける期間は、お借入時期から 5 年間となります。ただし、サービスのご利用可能期間中に対象ローンの繰上返済等により、お借入残高がなくなった場合、お借入完済日の翌月末日をもって本サービス期間が終了となります。	
14.その他参考となる事項	①返済額をお知りになりたい方は窓口またはホームページで試算します。 ②金利については窓口でお問い合わせください。 ③諸条件によりお申し出に添えない場合がございますので、あらかじめご承知おきください。 ④保証料をお支払いにならない方法もご選択できます。その場合、融資利率は店頭表示金利より年 0.2%～0.4%高くなります。（保証料当行負担）	
15.当行が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 ①連絡先 全国銀行協会相談室 ②電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772	